

山形県地域公共交通計画 新旧対照表

ページ	変更後	変更前																																																																																							
141	<p>＜施策・事業 3-1-1＞</p> <table border="1"> <tr> <td>施策・事業</td> <td>地域を支える幹線バスネットワークの見直し</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>バス事業者、市町村、県、国</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td> <p>(略)</p> <p>・県内幹線ネットワーク全体において、<u>本計画に基づき見直しを行った路線を含め、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていない運行系統</u>について、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として、申請することとする。<u>また、これまで生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていた一部の運行系統について、経路変更等の見直しを行う地域公共交通利便増進事業を実施する。</u> <u>(対象は次表のとおり)</u></p> </td> </tr> </table>	施策・事業	地域を支える幹線バスネットワークの見直し	実施主体	バス事業者、市町村、県、国	内容	<p>(略)</p> <p>・県内幹線ネットワーク全体において、<u>本計画に基づき見直しを行った路線を含め、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていない運行系統</u>について、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として、申請することとする。<u>また、これまで生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていた一部の運行系統について、経路変更等の見直しを行う地域公共交通利便増進事業を実施する。</u> <u>(対象は次表のとおり)</u></p>	<p>＜施策・事業 3-1-1＞</p> <table border="1"> <tr> <td>施策・事業</td> <td>地域を支える幹線バスネットワークの見直し</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>バス事業者、市町村、県、国</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td> <p>(略)</p> <p>・本計画によるデータ分析に基づく悉皆的課題整理を受け、<u>運行情報のデジタル化・オープン化や交通系 IC カードの導入が県内幹線バスネットワークすべてを対象として実施されたことも踏まえ、県内幹線ネットワーク全体において、地域の関係者の役割を根本的に見直したことから、県内の幹線補助系統すべてについて、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として位置付け</u>、申請することとする。</p> </td> </tr> </table>	施策・事業	地域を支える幹線バスネットワークの見直し	実施主体	バス事業者、市町村、県、国	内容	<p>(略)</p> <p>・本計画によるデータ分析に基づく悉皆的課題整理を受け、<u>運行情報のデジタル化・オープン化や交通系 IC カードの導入が県内幹線バスネットワークすべてを対象として実施されたことも踏まえ、県内幹線ネットワーク全体において、地域の関係者の役割を根本的に見直したことから、県内の幹線補助系統すべてについて、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として位置付け</u>、申請することとする。</p>																																																																											
施策・事業	地域を支える幹線バスネットワークの見直し																																																																																								
実施主体	バス事業者、市町村、県、国																																																																																								
内容	<p>(略)</p> <p>・県内幹線ネットワーク全体において、<u>本計画に基づき見直しを行った路線を含め、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていない運行系統</u>について、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として、申請することとする。<u>また、これまで生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていた一部の運行系統について、経路変更等の見直しを行う地域公共交通利便増進事業を実施する。</u> <u>(対象は次表のとおり)</u></p>																																																																																								
施策・事業	地域を支える幹線バスネットワークの見直し																																																																																								
実施主体	バス事業者、市町村、県、国																																																																																								
内容	<p>(略)</p> <p>・本計画によるデータ分析に基づく悉皆的課題整理を受け、<u>運行情報のデジタル化・オープン化や交通系 IC カードの導入が県内幹線バスネットワークすべてを対象として実施されたことも踏まえ、県内幹線ネットワーク全体において、地域の関係者の役割を根本的に見直したことから、県内の幹線補助系統すべてについて、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として位置付け</u>、申請することとする。</p>																																																																																								
142	<p>○地域間幹線系統補助の<u>特例措置</u>の対象として考える系統は以下のとおり。(具体的な方針については、付則3. を参照)</p> <p>(1) 都市間バス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行者</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">経路</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>経由地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山交バス</td> <td>新庄駅前・仙台駅前</td> <td>新庄駅前</td> <td>東根・作並</td> <td>仙台駅前</td> </tr> <tr> <td><u>協議会(山交バス、庄内交通)</u></td> <td>庄交 BT・山交 BT</td> <td>庄交 BT</td> <td>エスモール</td> <td>山交 BT</td> </tr> <tr> <td>山交バス <u>JRバス東北</u></td> <td>米沢市役所前・仙台駅東口</td> <td>米沢市役所前</td> <td>東北中央自動車道 東北自動車道</td> <td>仙台駅東口</td> </tr> <tr> <td><u>山交バス宮城交通</u></td> <td><u>上山・仙台</u></td> <td><u>上山</u></td> <td><u>大学病院口</u></td> <td><u>県庁・市役所前</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 路線バス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行者</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">経路</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>経由地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はながさバス</td> <td>銀山線 (銀山温泉・大石田駅)</td> <td>銀山温泉</td> <td>尾花沢市内</td> <td>大石田駅</td> </tr> <tr> <td><u>山交バス</u></td> <td><u>天童・寒河江</u></td> <td><u>天童南駅</u></td> <td><u>寒河江駅前</u></td> <td><u>寒河江市立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	運行者	路線名	経路			起点	経由地	終点	山交バス	新庄駅前・仙台駅前	新庄駅前	東根・作並	仙台駅前	<u>協議会(山交バス、庄内交通)</u>	庄交 BT・山交 BT	庄交 BT	エスモール	山交 BT	山交バス <u>JRバス東北</u>	米沢市役所前・仙台駅東口	米沢市役所前	東北中央自動車道 東北自動車道	仙台駅東口	<u>山交バス宮城交通</u>	<u>上山・仙台</u>	<u>上山</u>	<u>大学病院口</u>	<u>県庁・市役所前</u>	運行者	路線名	経路			起点	経由地	終点	はながさバス	銀山線 (銀山温泉・大石田駅)	銀山温泉	尾花沢市内	大石田駅	<u>山交バス</u>	<u>天童・寒河江</u>	<u>天童南駅</u>	<u>寒河江駅前</u>	<u>寒河江市立病院</u>	<p>○地域間幹線系統補助の<u>新たな</u>対象として考える系統は以下のとおり。(具体的な方針については、付則3. を参照)</p> <p>(1) 高速バス・都市間バス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行者</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">経路</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>経由地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山交バス</td> <td>新庄駅前・仙台駅前</td> <td>新庄駅前</td> <td>東根・作並</td> <td>仙台駅前</td> </tr> <tr> <td><u>庄内交通</u></td> <td>庄交 BT・山交 BT</td> <td>庄交 BT</td> <td>エスモール</td> <td>山交 BT</td> </tr> <tr> <td><u>山交バス</u></td> <td><u>米沢市役所前・仙台駅東口</u></td> <td><u>米沢市役所前</u></td> <td><u>東北中央自動車道 東北自動車道</u></td> <td><u>仙台駅東口</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 路線バス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行者</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">経路</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>経由地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はながさバス</td> <td>銀山線 (銀山温泉・大石田駅)</td> <td>銀山温泉</td> <td>尾花沢市内</td> <td>大石田駅</td> </tr> <tr> <td><u>新庄輸送サービス</u></td> <td><u>県立病院前(新庄市)・羽根沢温泉</u></td> <td><u>羽根沢温泉</u></td> <td><u>保健センター</u></td> <td><u>県立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	運行者	路線名	経路			起点	経由地	終点	山交バス	新庄駅前・仙台駅前	新庄駅前	東根・作並	仙台駅前	<u>庄内交通</u>	庄交 BT・山交 BT	庄交 BT	エスモール	山交 BT	<u>山交バス</u>	<u>米沢市役所前・仙台駅東口</u>	<u>米沢市役所前</u>	<u>東北中央自動車道 東北自動車道</u>	<u>仙台駅東口</u>	運行者	路線名	経路			起点	経由地	終点	はながさバス	銀山線 (銀山温泉・大石田駅)	銀山温泉	尾花沢市内	大石田駅	<u>新庄輸送サービス</u>	<u>県立病院前(新庄市)・羽根沢温泉</u>	<u>羽根沢温泉</u>	<u>保健センター</u>	<u>県立病院</u>
運行者	路線名			経路																																																																																					
		起点	経由地	終点																																																																																					
山交バス	新庄駅前・仙台駅前	新庄駅前	東根・作並	仙台駅前																																																																																					
<u>協議会(山交バス、庄内交通)</u>	庄交 BT・山交 BT	庄交 BT	エスモール	山交 BT																																																																																					
山交バス <u>JRバス東北</u>	米沢市役所前・仙台駅東口	米沢市役所前	東北中央自動車道 東北自動車道	仙台駅東口																																																																																					
<u>山交バス宮城交通</u>	<u>上山・仙台</u>	<u>上山</u>	<u>大学病院口</u>	<u>県庁・市役所前</u>																																																																																					
運行者	路線名	経路																																																																																							
		起点	経由地	終点																																																																																					
はながさバス	銀山線 (銀山温泉・大石田駅)	銀山温泉	尾花沢市内	大石田駅																																																																																					
<u>山交バス</u>	<u>天童・寒河江</u>	<u>天童南駅</u>	<u>寒河江駅前</u>	<u>寒河江市立病院</u>																																																																																					
運行者	路線名	経路																																																																																							
		起点	経由地	終点																																																																																					
山交バス	新庄駅前・仙台駅前	新庄駅前	東根・作並	仙台駅前																																																																																					
<u>庄内交通</u>	庄交 BT・山交 BT	庄交 BT	エスモール	山交 BT																																																																																					
<u>山交バス</u>	<u>米沢市役所前・仙台駅東口</u>	<u>米沢市役所前</u>	<u>東北中央自動車道 東北自動車道</u>	<u>仙台駅東口</u>																																																																																					
運行者	路線名	経路																																																																																							
		起点	経由地	終点																																																																																					
はながさバス	銀山線 (銀山温泉・大石田駅)	銀山温泉	尾花沢市内	大石田駅																																																																																					
<u>新庄輸送サービス</u>	<u>県立病院前(新庄市)・羽根沢温泉</u>	<u>羽根沢温泉</u>	<u>保健センター</u>	<u>県立病院</u>																																																																																					

(3) 路線見直しが必要となる路線

運行者	路線名	経路		
		起点	経由地	終点
西川町	道の駅にしかわ・寒河江駅	道の駅にしかわ	間沢	寒河江駅
山交バス	山形市役所前・道の駅川のみなと長井 ※経路変更等を行い、令和3年9月策定予定の利便増進計画に位置付ける路線	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井
未定 (周辺運行バス事業者：山交バス、長井市)	今泉駅・置賜総合病院 ※新規検討路線	今泉駅	長井市川西町	置賜総合病院
庄内交通	エスモールBT・羽黒山頂	エスモールBT	-	羽黒山頂
	酒田・鶴岡	酒田		鶴岡

(3) 路線見直しが必要となる路線

運行者	路線名	経路		
		起点	経由地	終点
西川町	道の駅にしかわ・寒河江駅	道の駅にしかわ	間沢	寒河江駅
山交バス	山形市役所前・道の駅川のみなと長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井
	※既に国庫補助対象地域間幹線系統であるが、路線分割による生産性向上・収支率向上を図る			
未定 (周辺運行バス事業者：山交バス、長井市)	今泉駅・置賜総合病院 ※新規検討路線	今泉駅	長井市川西町	置賜総合病院
庄内交通	エスモールBT・羽黒山頂	エスモールBT	-	羽黒山頂
	酒田・鶴岡	酒田		鶴岡

146 <施策・事業 3-2-1>

147 施策・事業	地域内交通ネットワークの 確保・維持・改善
実施主体	バス事業者、市町村、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<施策・事業 3-1-1>の幹線バスネットワークの見直しに合わせて、市町村内交通ネットワークについても見直す。 ・特に、幹線バス路線で新たな系統が補助対象となると見込まれる市町村において具体的な見直しを実施する。 ・<u>上記の見直しを行い、地域内交通ネットワークとして位置付けられた交通サービスについて、本計画の記載に則って、公共交通が地域の生活の維持と活性化に不可欠であるとの認識に立ち、当該市町村が主体となって不断の見直しと改善を行いつつ、国・県を含む地域全体の負担により、支えられるべきものとして、サービス水準の維持・確保を図る。</u>

146 <施策・事業 3-2-1>

147 施策・事業	地域内交通ネットワークの 見直し
実施主体	バス事業者、市町村、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<施策・事業 3-1-1>の幹線バスネットワークの見直しに合わせて、市町村内交通ネットワークについても見直す。 ・特に、幹線バス路線で新たな系統が補助対象となると見込まれる市町村において具体的な見直しを実施する。

147 (市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(山形市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び山形市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>山形市地域公共交通計画の推進 路線バスやコミュニティバスの路線の見直しについては、地域のニーズや今後の交通結節点整備の検討を踏まえ、交通事業者とともに路線の見直しの必要性を共有したうえで、フィーダー認定を含めて検討・調整を行う</p>	R3年度～

147 (市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	<p>山形市地域公共交通計画の推進 路線バスやコミュニティバスの路線の見直しについては、地域のニーズや今後の交通結節点整備の検討を踏まえ、交通事業者とともに路線の見直しの必要性を共有したうえで、フィーダー認定を含めて検討・調整を行う</p>	R3年度～

147 148	村山				村山			
	地域	市町村	実施事業	実施期間	地域	市町村	実施事業	実施期間
		寒河江市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(寒河江市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び寒河江市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 デマンドタクシーの共通乗降場の追加	R3年度以降		寒河江市	R2年4月から対象エリアを拡大し、デマンドタクシーを継続運行中	
		上山市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(上山市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び上山市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。			上山市	＝	
		村山市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(村山市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び村山市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 民間バス・市営バスが運行していない交通空白地域に、H25年10月からデマンドタクシーを運行している			村山市	民間バス・市営バスが運行していない交通空白地域に、H25年10月からデマンドタクシーを運行している	
		天童市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(天童市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び天童市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。			天童市	＝	
		東根市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(東根市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び東根市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 デマンド型乗合タクシーの利用地域拡大:R3年度以降			東根市	デマンド型乗合タクシーの利用地域拡大:R3年度以降	
		山辺町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(山辺町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び山辺町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。			山辺町	＝	
		中山町	－			中山町	＝	
		河北町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(河北町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び河北町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。			河北町	＝	
		西川町	デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施 R2年8月～「小山、入間、沼山、原地区」 R3年6月～「月岡、本道寺、水沢、岩根沢地区」 令和3年度中 西川町地域公共交通計画の策定 上記実証運行の結果等を踏まえ、運行形態の根本的な見直しを含め住民サービスの向上と持続的な提供を検討する	R3年度～		西川町	R2年8月～一部地区において、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始した R3年度は、さらに対象地区を拡大し実証運行を行う(予定) 岩根沢線、大井沢線→ 昼の定時便をデマンド便へ移行し、効率的な運行を行う また、岩根沢地区を含めた山間地域については、デマンド乗合タクシーの実証運行を行い、住民サービスの向上を図る	R3年度以降

148 149	村山	地域	市町村	実施事業	実施期間	村山	地域	市町村	実施事業	実施期間
		朝日町	朝日町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(朝日町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び朝日町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 町内全域デマンドタクシー運行 フィーダー補助あり、見直し予定なし			朝日町	朝日町	町内全域デマンドタクシー運行 フィーダー補助あり、見直し予定なし	
		大江町	大江町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(大江町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び大江町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 デマンド交通の運行区域の拡大や利用時間の見直し等、利用者の利便性向上を図る。 山交バス寒河江・宮宿線のダイヤ改正等に伴い、町営バス柳川線の見直しを適宜行い、利用者の利便性向上を図る。	R3年度以降		大江町	大江町	デマンド交通の運行区域の拡大や利用時間の見直し等、利用者の利便性向上を図る 柳川線→ 山交バス寒河江・宮宿線のダイヤ改正等に伴い、町営バス柳川線の見直しを適宜行い、利用者の利便性向上を図る	通年
		尾花沢市	尾花沢市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(尾花沢市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び尾花沢市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 鶴子線、毒沢線、市野々線、南沢線は、地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、需要に合わせたダイヤ改正などにより交通ネットワーク機能強化や住民サービスの向上を目指す。 タクシー補助を重要な公共交通ネットワークの一部と位置付け、高齢化の著しい過疎地域での生活交通の維持・確保を目指す。	R4年度以降		尾花沢市	尾花沢市	鶴子線、毒沢線、市野々線→ 通学需要に合わせたダイヤ改正と需要に合わせた経路変更	R4年度以降
		大石田町	大石田町	—			大石田町	大石田町	—	
	最上	新庄市	新庄市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(新庄市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び新庄市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 R3年度デマンド導入の検討 土内線、芦沢線 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正 東北農林専門職大学(仮称)開学に向けた路線及びダイヤの検討	R3年度～検討 R5年度～本格運行	新庄市	新庄市	R3年度デマンド導入の検討 土内線、芦沢線 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正 東北農林専門職大学(仮称)開学に向けた路線及びダイヤの検討	R3年度～検討 R5年度～本格運行	
		金山町	金山町	小学校統合に伴う路線ダイヤ改正(R4～)、デマンド導入の検討		金山町	金山町	特に予定なし		
		最上町	最上町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(最上町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び最上町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 令和2年4月より一部デマンド交通開始。(東エリア他2エリア) 定時定路線町営バス向町東法田線、向町上満沢線、向町瀬見線→デマンド交通へ移行の予定 町内全域デマンド交通に移行。町民へのPRを行い、高齢者の外出を支援、効率的な運行を図る。	R3年8月～町内全域デマンド運行	最上町	最上町	デマンド交通の一部路線でタクシー車両を借り上げて運行している 町営バス向町東法田線、向町上満沢線、向町瀬見線→デマンド交通へ移行の予定	R3年4月以降	

地域	市町村	実施事業	実施期間
最上	舟形町	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(舟形町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び舟形町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 H30年4月より全町デマンド型乗合タクシーを展開し、ドアツードアの移動手段を確保 R3年4月より限定的な運行であった地区について運行を拡大 今後も事業者と連携し、利便性の向上や利用拡大に向け検討していく	
	真室川町	鉄道ダイヤ改正に併せ、町営バスとの接続を考慮し、時刻表の見直しを行う	
	大蔵村	新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
	鮭川村	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(鮭川村該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び鮭川村の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
置賜	戸沢村	乗合デマンドタクシー実証運行 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R2年10月1日～ R4年3月31日まで R5年度
	米沢市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(米沢市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び米沢市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 米沢市地域公共交通計画の推進	— R4年度～
	長井市	「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(長井市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び長井市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 また、これまで生活交通確保維持改善計画において補助対象となっていた一部の運行系統について、経路変更等の見直しを行う地域公共交通利便増進事業を実施する。	—
	南陽市	別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(南陽市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び南陽市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。 沖郷地区で運行している乗用タクシーを活用した移動サービス「おきタク」について、適宜改善を図りながら取組を継続する。	— R3年度以降

地域	市町村	実施事業	実施期間
最上	舟形町	H30年4月～全町デマンド型乗合タクシーを展開しドアツードアの移動手段を確保 必要に応じて検討していく	
	真室川町	鉄道ダイヤ改正に併せ、町営バスとの接続を考慮し、時刻表の見直しを行う	
	大蔵村	新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
	鮭川村	新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
置賜	戸沢村	乗合デマンドタクシー実証運行 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R2年10月1日～ R4年3月31日まで R5年度
	米沢市	—	
	長井市	—	
	南陽市	—	

地域	市町村	実施事業	実施期間
置賜	高島町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(高島町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び高島町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>H29 年度にデマンド交通の全面リニューアルを行い、ドアツードアでの移手段の拡充を行った。 今後は事業受託者とも連携し町内外に向けたPRを行いながら、更なる利用拡大を図っていく。</p>	R3年度～
	川西町	<p>別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(川西町該当部分))に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び川西町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>デマンド型乗合交通を町内全域を運行区域として実施中である。</p>	
	小国町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(小国町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び小国町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>小国町営バス各路線のダイヤ改正</p>	R3年度
	白鷹町	<p>交通事業者等関係機関と連携し、地域公共交通の利便性向上に向けて検討・調整を行う。町内タクシー業者への委託により、町内全域へ移動可能なデマンドタクシーを運行しており、今後も継続実施していく</p> <p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(白鷹町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び白鷹町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>地域公共交通のさらなる利便性向上に向けて、置賜公立病院延伸便及び町内循環バスの実証実験を実施する</p>	R3年度～ R3年度
	飯豊町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(飯豊町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び飯豊町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p>	

地域	市町村	実施事業	実施期間
置賜	高島町	<p>H29 年度にデマンド交通の全面リニューアルを行い、ドアツードアでの移手段の拡充を行った。 今後は事業受託者とも連携し町内外に向けたPRを行いながら、更なる利用拡大を図っていく</p>	
	川西町	<p>デマンド型乗合交通を町内全域を運行区域として実施中である。</p>	
	小国町	—	
	白鷹町	<p>交通事業者等関係機関と連携し、地域公共交通の利便性向上に向けて検討・調整を行う。町内タクシー業者への委託により、町内全域へ移動可能なデマンドタクシーを運行しており、今後も継続実施していく</p>	R3年度～
	飯豊町	—	

150 151	地域	市町村	実施事業	実施期間	地域	市町村	実施事業	実施期間
	庄内	酒田市	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(酒田市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び酒田市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>【令和3年度】(現行)</p> <p>① るるんバス 7路線を運行中 ② デマンドタクシー 10地区の住民を対象に運行中</p> <p>【令和4年度】(路線改編)</p> <p>① るるんバス路線の全面的な改編 新 市内循環 A線・B線 新 市内循環 C線・D線 新 酒田駅大学線 新 古湊アイアイひらた線 ※市内循環C線・D線と酒田駅飯森山線の一部を統合し、新市内循環C線・D線を週 3日運行から平日運行にするため、バスを一台購入。 ② デマンドタクシーの運行エリアの追加 5地区(浜中、黒森、十坂、八幡、平田)を新規追加(計 15地区)。 ③ 庄内交通 5路線(十里塚古湊線、観音寺線、山寺線、余目線、湯野浜線)、八幡ぐるっとバス、平田るるんバスの廃止</p>	R4年4月1日(酒田駅前再開発のオープンに合わせるため、後ろ倒しの可能性あり)	庄内	酒田市	<p>デマンドタクシーの運行 現在 10地区の住民を対象に運行中 R4年度の改編で5地区を新規追加見込み るるんバス路線の全面的な改編 新 市内循環 A線・B線 新 市内循環 C線・D線 新 酒田駅大学線 新 古湊アイアイひらた線 デマンドタクシー運行エリアの新規追加(浜中・黒森・十坂地区、八幡地区、平田地区)</p>	ともにR4年度中に実施
		遊佐町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(遊佐町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び遊佐町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>遊佐町デマンドタクシーについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び遊佐町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>遊佐町デマンドタクシーの乗客対象要件を拡大</p>	R4年度以降		遊佐町	検討中	
三川町		<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(三川町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び三川町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>町内を運行対象としたデマンド交通を実施中</p>		三川町		町内を運行対象としたデマンド交通を実施中		

151	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村</th> <th>実施事業</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内</td> <td>庄内町</td> <td> <p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(庄内町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び庄内町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>①町営バスのダイヤ等を見直し、利便性の向上を図る。 ②庄内町デマンドタクシー余目酒田線(案)→余目地域から日本海総合病院までのデマンドタクシーの新設を検討 ③庄内町デマンドタクシー狩川鶴岡線(案)→狩川地域から鶴岡駅周辺までのデマンドタクシーの新設を検討</p> </td> <td> <p>①R3年度</p> <p>②庄内交通酒田余目線が廃止となった場合の代替として、R4年から運行開始を検討している</p> <p>③R6年以降の運行開始に向け検討中</p> </td> </tr> <tr> <td>鶴岡市</td> <td> <p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(鶴岡市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び鶴岡市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>藤島地域東栄地区デマンド交通・温海地域乗合タクシー 藤島地域長沼・八栄島地区デマンド交通(予定)・櫛引地域デマンドバス(予定)</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	市町村	実施事業	実施期間	庄内	庄内町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(庄内町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び庄内町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>①町営バスのダイヤ等を見直し、利便性の向上を図る。 ②庄内町デマンドタクシー余目酒田線(案)→余目地域から日本海総合病院までのデマンドタクシーの新設を検討 ③庄内町デマンドタクシー狩川鶴岡線(案)→狩川地域から鶴岡駅周辺までのデマンドタクシーの新設を検討</p>	<p>①R3年度</p> <p>②庄内交通酒田余目線が廃止となった場合の代替として、R4年から運行開始を検討している</p> <p>③R6年以降の運行開始に向け検討中</p>	鶴岡市	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(鶴岡市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び鶴岡市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>藤島地域東栄地区デマンド交通・温海地域乗合タクシー 藤島地域長沼・八栄島地区デマンド交通(予定)・櫛引地域デマンドバス(予定)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村</th> <th>実施事業</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内</td> <td>庄内町</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鶴岡市</td> <td>近隣自治体と協議の上、検討していく</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	市町村	実施事業	実施期間	庄内	庄内町	二		鶴岡市	近隣自治体と協議の上、検討していく	
地域	市町村	実施事業	実施期間																					
庄内	庄内町	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(庄内町該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び庄内町の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>①町営バスのダイヤ等を見直し、利便性の向上を図る。 ②庄内町デマンドタクシー余目酒田線(案)→余目地域から日本海総合病院までのデマンドタクシーの新設を検討 ③庄内町デマンドタクシー狩川鶴岡線(案)→狩川地域から鶴岡駅周辺までのデマンドタクシーの新設を検討</p>	<p>①R3年度</p> <p>②庄内交通酒田余目線が廃止となった場合の代替として、R4年から運行開始を検討している</p> <p>③R6年以降の運行開始に向け検討中</p>																					
	鶴岡市	<p>「別紙(地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細(鶴岡市該当部分))」に記載された交通サービス及び「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスについては、本施策・事業における地域の生活の維持と活性化に不可欠な公共交通として位置付け、国の地域公共交通確保維持事業、県の市町村総合交付金及び鶴岡市の財政負担の適切な分担によってサービス水準の維持・確保を図る。</p> <p>藤島地域東栄地区デマンド交通・温海地域乗合タクシー 藤島地域長沼・八栄島地区デマンド交通(予定)・櫛引地域デマンドバス(予定)</p>																						
地域	市町村	実施事業	実施期間																					
庄内	庄内町	二																						
	鶴岡市	近隣自治体と協議の上、検討していく																						
173 (169)	3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針 (R3.6)	3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針 (R3.4)																						
179 (175) 180 (176)	<p>4. 上山市～山形市(芸工大)～仙台線 (略)</p> <p>4-3. 見直しの必要性と内容 (略)</p> <p>そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。</p> <p>具体的な見直し内容は以下のとおり。</p> <p>交通事業者(山交バス・宮城交通)：</p>	<p>4. 上山市～山形市(芸工大)～仙台線 (略)</p> <p>4-3. 見直しの必要性と内容 (略)</p> <p>そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。</p> <p><u>また、同路線については、仙台市から上山市へと至る路線であるが、東北芸術工科大学への需要を中心として山形市が沿線自治体として地域の生活交通路線としての必要性を認識しているものであり、仙台市から山形市(東北芸術工科大学)への路線を切り出し、再編することとする。</u></p> <p>具体的な見直し内容は以下のとおり。</p> <p>交通事業者(山交バス・宮城交通)：</p> <p><u>地域生活交通路線としては、山形市(東北芸術工科大学)～仙台市の路線が必要との認識が沿線自治体から示されたことを受け、上山市～仙台市間の路線を東北芸術工科大学で分割し、申請・運行するも</u></p>																						

	<p>現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、<u>上山市～山形市（東北芸術工科大学）～仙台市</u>の路線については、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。</p> <p><u>本路線については、二つの交通事業者によって運行されるものであるが、サービス利用者の利便性の観点から、両交通事業者は、サービス内容の協議会における協議、利用者による情報発信等、可能な限り協力し、協議会における協議、利用者へのサービス提供が一体的に行われるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>沿線市町村（山形市、<u>上山市</u>）：</p> <p>(略)</p>	<p><u>のとする。</u></p> <p>現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、山形市（東北芸術工科大学）～仙台市の路線については、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。</p> <p><u>なお、分割された上山市までの路線については短距離の一般路線となるが、起終点を利用する乗客の利便性維持のため、実質的に従前の運賃水準となるよう、山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>沿線市町村（山形市）：</p> <p>(略)</p>
<p>182 (178)</p> <p>183 (179)</p>	<p><u>地域内市町村間路線</u></p> <p>(略)</p> <p>1. 山形駅～長井駅（山交バス）</p> <p>(略)</p> <p>1-2. 見直しの理由</p> <p>山形市から長井市まで山間部を越える約45km、片道80分の長距離路線でありながら、長距離で利用する利用者が少なく、短距離利用が多いが、長井駅に接していないため長井駅利用者等の需要に応じた対応がしにくくなっており、<u>経路変更等</u>により、より需要に適したサービス内容とすることで、収支の改善と利便性の向上を図ることが必要となっている。</p> <p>1-3. 見直しの内容</p> <p><u>地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。</u></p> <p><u>そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。</u></p> <p>見直し対象系統後の名称：「山形市役所 <u>(六角・荒砥)</u> 長井」</p> <p>見直し後のサービス内容：<u>運賃の上限等を設定するほか、経路の変更（主な経由地に長井駅を設定）を行う。</u></p> <p><u>※この運行系統は、令和3年9月策定予定の利便増進計画において、地域間幹線系統と位置付けるものとする。</u></p>	<p><u>地域内市町村間路線</u></p> <p>(略)</p> <p>1. 山形駅～長井駅（山交バス）</p> <p>(略)</p> <p>1-2. 見直しの理由</p> <p>山形市から長井市まで山間部を越える約45km、片道80分の長距離路線でありながら、長距離で利用する利用者が少なく、短距離利用が多いが、<u>一方で、長距離路線故に、荒砥駅・長井駅間の需要に応じたダイヤ変更</u>が対応しにくくなっており、<u>系統の分割や便数の再配分</u>により、より需要に適したサービス内容とすることで、収支の改善と利便性の向上を図ることが必要となっている。</p> <p>1-3. 見直しの内容</p> <p>見直し対象系統後の名称：「山形市役所 <u>～荒砥</u>」・「<u>荒砥～長井</u>」</p> <p>見直し後のサービス内容：<u>(ダイヤ・ルート・運賃) 別表4-1～3のとおり</u></p> <p><u>見直し後の利用想定（見直し後の路線輸送実績・収支想定）：別表5のとおり</u></p>

183 (179)	2. 鶴岡駅～羽黒山山頂（庄内交通）	2. 鶴岡駅～羽黒山山頂（庄内交通）
184 (180)	<p>2-1. 現在の運行内容</p> <p>見直し対象系統の既存名称：鶴岡～羽黒山頂線</p> <p>既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表6-1～2のとおり</p> <p>利用状況の概要： 主たる利用は、羽黒地内の地域住民と羽黒随神門や羽黒山頂への観光客利用だが、生活利用であるフィーダー路線と重複する区間が多く見られる。観光客の利用は、全線の利用としては少なく、ほとんどが、山頂または参道入り口にある随神門近くの駐車場に自家用車を置き、参道を歩いた後で駐車場まで戻るための短距離利用となっている。観光利用は春先から秋までとなっており、夏期の利用が最も多い。反対に冬期間の利用は激減し、また終点である羽黒山頂までの利用者は<u>生活交通での利用者以外は</u>ほぼ見られない。</p> <p>見直し対象系統の既存名称：（重複するフィーダー路線名称） 鶴岡～羽黒随神門線</p> <p>(略)</p> <p>2-2. 見直しの理由</p> <p>終点までの区間は観光ニーズも含む路線でありながら、全線を長距離利用する観光客は少なく、一方で、ほぼ全線に渡ってフィーダー補助対象路線と大きく重複し、地域内生活交通ニーズで競合が発生している。 <u>生活・観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分し、観光利用の収益を向上させつつ、生活交通としての利便性も確保するため、季節及び利用者の状況に応じた運行期間、運行区間を設定する見直しが必要となっている。</u></p> <p>2-3. 見直しの内容</p> <p><u>生活・観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数の再配分を行う（これまでの幹線「鶴岡～羽黒山頂」を分割し、フィーダー「鶴岡～羽黒随神門線」と統合したうえで、路線延長等の経路変更などを行い、以下の系統に見直す。）。</u></p> <p><u>見直し対象系統後の名称：幹線系統「鶴岡～いでは文化記念館前」 フィーダー系統「いでは文化記念館前～羽黒山頂」</u></p>	<p>2-1. 現在の運行内容</p> <p>見直し対象系統の既存名称：鶴岡-羽黒山頂線</p> <p>既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表6-1～2のとおり</p> <p>利用状況の概要： 主たる利用は、羽黒地内の地域住民と羽黒随神門や羽黒山頂への観光客利用だが、生活利用であるフィーダー路線と重複する区間が多く見られる。観光客の利用は、全線の利用としては少なく、ほとんどが、山頂または参道入り口にある随神門近くの駐車場に自家用車を置き、参道を歩いた後で駐車場まで戻るための短距離利用となっている。観光利用は春先から秋までとなっており、夏期の利用が最も多い。反対に冬期間の利用は激減し、また終点である羽黒山頂までの利用者はほぼ見られない。</p> <p>見直し対象系統の既存名称：（重複するフィーダー路線名称） 鶴岡～羽黒随神門線</p> <p>既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で） 準備中</p> <p>(略)</p> <p>2-2. 見直しの理由</p> <p>終点までの区間は観光ニーズを主とする路線でありながら、全線を長距離利用する観光客は少なく、一方で、ほぼ全線に渡ってフィーダー補助対象路線と大きく重複し、地域内生活交通ニーズで競合が発生している。 観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分し、観光利用の収益を向上させつつ、生活交通としての利便性も確保するため、季節及び利用者の状況に応じた運行期間、運行区間を設定する見直しが必要となっている。</p> <p>2-3. 見直しの内容</p> <p>観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分を行う（<u>詳細については、地元自治体と協議中</u>）。</p>